

男女共同参画社会をめざす

ゆ; REPORT

—— ゆうレポート

東京都北区男女共同参画センター情報誌

特集：北区は男女共同参画条例
制定5周年を迎えました
誰もが生きやすい社会をめざして

2011年度年間事業計画

2011.6.30

No.22



北区は男女共同参画条例

制定5周年を迎えました

誰もが生きやすい社会をめざして

北区では、2006年に北区男女共同参画条例を制定し、今年で5周年を迎えました。7つの基本理念のもと、性別にとらわれず、誰にとっても、自分らしく生きられるまちをめざしています。

区では、この条例と男女共同参画行動計画「アゼリアプラン」に基づき、男女共同参画センター「スペースゆう」を拠点として、さまざまな施策を行っています。今号では条例についてQ&A方式で解説します。

Q 男女共同参画社会とは、どのような社会なのですか？

A 誰もが生きやすい社会のことです。

男女共同参画社会とは、誰もが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、男女共に責任を担うべき社会のことです。

男女共同参画が達成されると、人それぞれの生き方が等しく尊重され、誰もが生きやすい社会になります。

ですから、男女共同参画社会が実現すれば、女性だけでなく、男性にとっても、いわゆる「男らしさ」の縛りから離れて、自分らしく豊かに生きていけるようになるのは、もちろんのことです。

Q なぜ条例が必要なのですか？

A 男女共同参画施策を長期にわたって推進し、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現するためです。

すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくることは、わが国及び国際社会の悲願です。しかし、これは国と国際社会の取り組みだけでは実現できません。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取り組みを積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現されます。

北区では、これまでに男女共同参画社会の実現のための取り組みを進めてきましたが、いまだ、解決すべきさまざまな課題があります。そのような課題を解決しながら、男女共同参画を推進し、

Q 条例の基本理念は何ですか？

A 条例の基本理念は次の7つです。

- 1 すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- 2 性別による固定的な役割分担に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民がいろいろな生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 3 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- 4 あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 5 すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 6 すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 7 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

Q 条例と男女共同参画行動計画「アゼリアプラン」はどう違うのですか？

A 条例は法規で、行動計画「アゼリアプラン」は、条例の基本理念を実現するために、より実践的な取り組みを掲げたものです。

男女共同参画社会をめざす行動計画「アゼリアプラン」は、5年ごとに区のおかれている社会的

な状況を勘案し、見直しを図るものです。



*アゼリアプランのアゼリアは、区の花「つつじ」の英語名に由来しています。

この「アゼリアプラン」と、法的な根拠のある条例を併せ持つことによって、地域に即した施策を長期にわたって推進しています（第4次アゼリアプラン）についての詳細は、「ゆうレポート19号」をご覧ください。

Q 男女共同参画を推進するために区が実施している基本的施策は何ですか？

A 区では主に次の7つの施策を行っています。

- ① 調査研究や啓発・広報活動等
個性と能力が発揮できる社会の実現に向け、区民及び事業者へ啓発、調査研究、広報活動、情報の提供・収集を行います。
- ② 暴力等の防止・被害者の保護・支援
セクシュアルハラスメント、配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護・支援を行います。
- ③ 意思決定過程への格差防止の働きかけ
あらゆる分野の意思決定過程への参画に関する男女間の格差が生じることのないよう必要な措置を講じます。
- ④ 教育の場への働きかけ
あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発等を行います。
- ⑤ 家庭生活と社会活動との均衡と調和のとれた支援
すべての区民が育児や介護その他の家庭生活と

すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することをめざしています。国では、1999年に男女共同参画社会基本法を施行しました。これは、男女共同参画社会の形成促進のため、国、自治体、国民の責務、施策の基本事項等を定めた法律です。それに対して地方議会で制定される法規のことを、条例といいます。北区では、2006年に男女共同参画条例を制定しました。条例の制定によって、国の男女共同参画社会基本法の基本理念を、より具体的な施策として、地域社会において長期にわたって推進することができるようになりました。

このように条例は、国の男女共同参画社会基本法のもと、北区のそれぞれの地域において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取り組みをスムーズに積み上げていくために必要なものになります。

仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活ができるよう支援を行います。

⑥ 互いを尊重した健康な生活を支援
すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活ができるよう支援を行います。

⑦ その他基本理念を実現するために必要な施策を行います。



詳しくは北区男女共同参画条例のリーフレットをご覧ください（スペースゆうで配布しています）

講座レポート 北区男女共同参画条例制定5周年記念講演会

どう変わった？ 男女共同参画社会

読売新聞『人生案内』から読み解く

現代日本の家族・地域・社会

講師 山田昌弘さん(中央大学文学部教授・家族社会学)

5月29日(日) 午後1時30分~3時30分

北とびあプラネタリウムホール

「パラサイトシングル」「婚活」等の流行語を生んだ講師

が、日本社会の世相を鋭く分析。男女共同参画の必要性をわかりやすく解説しました。講演会終了後、プラネタリウムを鑑賞し、星空散歩も楽しみました。



男性の育児参加応援プロジェクト～イクメンになろう!!～

育児に積極的に関わろうとする男性（イクメン）が増えています。北区では、男性の育児参加を進めることで、ワーク・ライフ・バランスを促進し、豊かな家庭生活の実現をめざし、さまざまな催しを行います。（協力：東京家政大学、NPO 法人ファザーリング・ジャパン）

問合せ先 子ども家庭部子育て支援課次世代育成係
TEL 3908-9097 FAX 3908-6606 E-mail kosodate-ka@city.kita.lg.jp

イクメン講演会「俺も明日から「イクメン」だ～子育てを楽しむ、カッコいいパパになるための極意～」

8月21日(日) 午前10時から 北とびあ15階ペガサスホール

第一部…講演会「俺も明日から「イクメン」だ!!～子育てを楽しむ、カッコいいパパになるための極意～」

第二部…対談「子育て/パパへのエール」

■講師 安藤哲也さん(ファザーリング・ジャパン代表理事、厚生労働省イクメンプロジェクト推進チーム座長)、小川公映さんほか

■対象 区内在住、在勤の、小学校就学前までのお子さんがある父親または夫婦

■定員 150名(先着順)

■保育 1歳から小学校就学前までのお子さんのみ、先着20名まで

■募集案内配布場所 区内の児童館、保育園、育ち愛ほっと館、さくらんぼ園、スペースゆう等
※北区ホームページからもダウンロードできます。

■受付開始 6月21日(火)

■申込書に記入して、ファクスまたはEメールで男女共同参画推進課までお申し込みください。

■申込先 FAX 3913-0081 E-mail danjo-ka@city.kita.lg.jp



安藤哲也さん

イクメン講座

子育てにすぐに役立つ3回の連続講座をお子さんの年齢別に開催します。乳児食、幼児食の簡単な作り方や子どもと一緒に楽しめる工作、子どもが喜ぶ手遊び、ボール遊びなどを学びます。

まとめの会

第一部では連続講座のまとめとなる講演、第二部では「イクメン認定証授与式」、お子さんも一緒に楽しめる「お祝いコンサート」を行います。

※講座及びまとめの会については今後の北区ニュースをご覧ください。

「男女共同参画週間」 「50代からのモノと思考の整理術」 講座申込方法

電話、ファクス、Eメールで下記の内容をスペースゆうへご連絡ください。

- ・講座名
- ・住所（お住まいの地域。在勤・在学の方は勤務先名・学校名も明記）
- ・氏名（ふりがな）
- ・昼間連絡先電話番号
- ・年齢（年代）

講座予告 50代からのモノと思考の整理術 ～「片付けられない」悩みから自由になる～

あふれるモノや情報の中で、自分らしくシンプルに生きるコツをつかみます。生活の中で役立つ整理整頓スキルを学び、自分の価値観と向き合う講座です。

■日時 7月6日(水)、13日(水) 午前10時～12時

※2回連続のワークショップ(参加型学習)です

■講師 かわさき真知さん

■場所 スペースゆう多目的室AB

■対象 区内在住、在勤で2回とも出席できる50歳以上の方

■定員 30名(先着順) ■受付開始 6月14日(火)

男女共同参画社会基本法が1999年6月23日に施行されたことを記念して、国では「男女共同参画週間」を設けています。北区でも「北区男女共同参画週間」を設け、さまざまな催しを行います。

今年は、地域スタッフ企画で、「聴く」、「観る」の2つの視点の講座を開きます。この機会に、自分らしく

生きることや、「男女共同参画社会」について考えてみませんか。

ぜひお気軽にお越しください。

■入場無料 ■定員 各40名(申込先着順)

■会場 北区男女共同参画センター
スペースゆう 多目的室AB

天は男女で半分こ 北区 男女共同参画週間 6月18日(土)～29日(水)

期間中、スペースゆう「ギャラリー遊」(北とびあ6階)で「男女共同参画週間特集」の企画展示をしています。各講座の終了後に30分程度の解説も行いますので、ぜひお立ち寄りください。



橋本ヒロ子さん

PART1 聴く あなたの元気が生きる社会とは

6月18日(土)

午後1時30分～3時30分

女性も男性もイキイキと力を発揮でき、誰もが住みやすい地域社会にするにはどうしたらいいのでしょうか。海外の比較や日本の実情をふまえ、私たちにできることを考えます。

講師 十文字学園女子大学副学長 橋本ヒロ子さん、北区市民活動推進機構副理事長 田辺恵一郎さん



田辺恵一郎さん

PART2 観る あなたの想いを寸劇に

6月25日(土) 午後1時30分～3時30分



劇団プレイバックーズ

天は男女で半分こ——なのに……。

日々の生活でのつぶやきを劇団プレイバックーズに即興劇で演じてもらいます。自分の体験を別の視点で観ることで、新しい自分に出会えます。

北区の中企業経営者のみなさんへ

「仕事と生活の両立推進企業」&「仕事と生活の両立推進アドバイザー派遣希望企業」募集

区では仕事と生活の両立や従業員が働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援するため、次の内容で企業を募集します。

1. 対象企業

300人以下の企業で区内に本社又は主たる事業所を置く中小企業基本法に定める中小企業。

2. 支援内容

①仕事と生活の両立推進認定企業

北区ニュースでの企業紹介等を行うPR支援及び求人等企業広告掲載料の補助(3年間)。

*認定された企業の紹介はパネルにしてスペースゆう内に展示します。

②仕事と生活の両立推進アドバイザー派遣希望企業

専門アドバイザーの年間4回までの無料派遣。

3. 応募方法

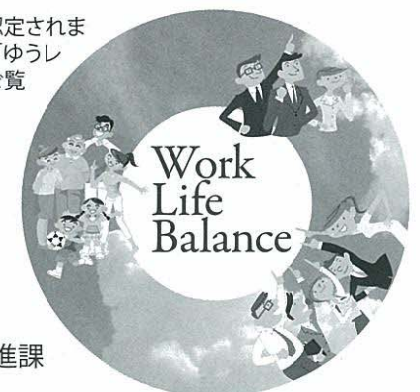
所定の申請書でご応募ください。

詳細はお問い合わせいただくか、北区ホームページをご覧ください。

4. 応募期間

2011年6月1日(水)から8月31日(水)まで(必着)

※昨年度は3社が認定されました。詳しくは、「ゆうレポート21号」をご覧ください。



問合せ先
子ども家庭部
男女共同参画推進課
TEL 3913-0161

2011年度 年間事業計画

*事業名や開催日時等は変わることがあります。

事業形態	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
参画週間催事・条例制定5周年記念事業等の行事 *は地域スタッフ協働企画事業		条例制定5周年記念講演会 どう変わった?男女共同参画社会		男女共同参画週間(内閣府)23~29日 *北区男女共同参画週間(18~29日) PART1聴く あなたの元気が活きる社会			天は男女で半分こ とは PART2 観る あなたの想いを寸劇に		女性に対する暴力をなくす運動(内閣府)(12~25日)			
講座・講演会・啓発セミナー *は共催・連携事業		子育てラクラク!女性学&コミュニケーション講座 *ねっとわーくしましよ *大人も子どももともに安全で健康に生きるためのプログラム2011		50代からのモノと思考の整理術			*ひとり親応援講座 *わたしのチャレンジ講座 *イクメン講座		DVのない社会へ *わたしのチャレンジ講座 女性のためのセルフディフェンス講座 本に親しむ		*貧困関連問題講座 シネマ 男性向け講座 パート・派遣でもイキイキ働きたい!	
パートナーシップ事業 ()内は団体名				自分史アルバム講座(relish)			ワークライフバランス:カフェ(スマイル・ままの会) [女性]の視点で社会を見よう! 文学編/労働編(参画ネット・ノースヴィレッジゆう)		親と子のコミュニケーション講座(てととの会) 北区男女共同参画条例を活用するのは私たち(プロジェクトU)			*まとめの会(イクメン認定証授与式等)
ギャラリー事業	通常展示		参画週間特集・説明会						通常展示			
展示事業	区立中央図書館展示		平和祈念週間展示(赤羽会館)			東京ウィメンズプラザフォーラム展示			パープルリボン・プロジェクト 子育てフェスティバル展示(赤羽会館)			
出前講座												
中高生のための職業教育キャラバン												
通年事業						総合相談 図書・資料の貸出・閲覧サービス						
プラネタリウム事業 *は団体向け貸切投影	親子プラネタリウム			親子工作	親子プラネタリウム			親子プラネタリウム			親子プラネタリウム	
			*幼児向け投影			*幼児向け投影		*学習投影				
						一般投影(月2回日曜)						
情報誌「ゆうレポート」発行			22号				23号				24号	

パートナーシップ事業

北区と協働で講座等の企画とその運営を行う団体を、毎年期間を定めて募集します。対象は、男女共同参画センター登録団体または区内で男女共同参画に関する活動実績がある団体などです。今年度は上記の5事業を実施します。

情報コーナー

暮らしに役立つ情報満載の本、話題の新刊、雑誌、DVDなど約4500点の資料をそろえています。1回の貸出は、1人2点まで、2週間の期限となっています。



ギャラリー事業

スペースゆう6階の「ギャラリー遊」に、絵画や写真などを展示する出展者と作品を、年2回、春・秋に公募します。展示期間は2週間(1団体・個人あたり)です。年間、約20団体が出展しています。

出前講座

地域・学校・PTAなどの団体に講座を出前します。少人数のグループから講堂などでの講演まで、さまざまな形式に対応できます。専門ファシリテーターが進行します。関心のあるテーマがありましたらご相談ください。

実施例:地域の集会所等で実施した流通の仕組みを考える講座、高等学校の教職員向けのデートDV防止講座など。

総合相談 相談は無料、秘密は厳守します。予約制 TEL 3913-0161へお問い合わせください。

こころと生き方・DV相談

DV、夫婦、親子の関係、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメント、仕事上の問題、近隣での人間関係など、さまざまな悩みに女性の専門相談員が応じています。2010年度にはのべ約600件の利用がありました。

＜開室日・時間＞ 対象：女性		
毎週	火曜日	9:40~16:40
第1・5	水曜日	15:00~20:00
第2・4	水曜日	13:00~18:00
第3	水曜日	9:40~14:40
		17:00~20:00
第1・3・5	金曜日	9:30~15:30
第2・4	土曜日	9:30~15:30
第1	日曜日	9:40~16:00

*面接相談は50分、電話相談は30分です。

法律相談

保護命令の手続きや、離婚、離婚後の親権の変更など、法律に関わるさまざまな問題に、女性弁護士が助言や情報提供をします。

＜開室日・時間＞ 対象：女性
第1土曜日 9:30~11:45
第3木曜日 17:00~19:15
*面接相談30分(1人年内1回限り)

男性のための悩み相談

(23年度から開始しました)
夫婦、家族問題などについての相談に応じます。

＜開室日・時間＞ 対象：男性
第1水曜日 15:00~20:00
第1・3土曜日 9:30~10:20
*電話相談のみ30分です。

3月11日に起こった東日本大震災は、大変な被害をもたらしました。
亡くなられた方々とそのご遺族に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、
被害に遭われた方々や避難生活を続けておられる方々に心からお見舞いを申し上げます。

東日本大震災にともなうスペースゆうの運営について

東日本大震災後、スペースゆうは事業を縮小して運営してまいりました。実施される予定だった講座も満員御礼だったにもかかわらず、開催を中止させていただいたり、閉館時間を早めたりするなど、皆様には大変なご迷惑、ご不便をおかけいたしました。

この度、夏期電力供給不足対策の一環として、7月から9月までの間、新たに臨時休館日を設定いたしました。なお、夜間使用につきましては、通常にもどりましたが、引き続き館内の不要な照明を消すなどし、節電をしております。皆様のご理解とご協力に感謝いたします。

【臨時休館する日】

7月7日(木) 7月12日(火) 7月27日(水) 8月5日(金)
8月11日(木) 8月16日(火) 8月26日(金) 8月31日(水)
9月6日(火) 9月14日(水) 9月30日(金)

*総合相談は、予定通り実施いたします。

内閣府男女共同参画局より

内閣府男女共同参画局では、女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応を進めるため、関係機関への情報提供・働きかけ・連携を行っています。

また、男女共同参画の視点を踏まえた被災者に対する支援等について、さまざまな情報を提供しています。被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム「被災地等における安全・安心の確保対策」では、女性警察官による避難所等での相談の受理や防犯活動等、女性や子育てに配慮した避難所設計、避難所運営への女性の参画や意向の反映、女性の悩みや暴力に関する相談サービス等の周知などが盛り込まれています。

詳細は <http://www.gender.go.jp/saigai.html> をご覧ください。

情報 震災に関連した各種相談窓口・支援情報サイト等

*パープル・ホットライン ☎0120-941-826

NPO法人全国女性シェルターネットなどが開設。生活環境の激変から、配偶者などによる暴力や子どもへの虐待などが悪化する可能性に備え、24時間のフリーダイヤルで相談に応じている。

*DV相談ナビ

全国共通ダイヤル ☎0570-0-55210

*女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

*子どもの人権110番 ☎0120-007-110

*災害と女性センター <http://j-kaikan.jp/help/>

*「災害と女性」情報ネットワーク


<http://homepage2.nifty.com/bousai/index.html>

スペースゆうのお勧め図書

スペースゆうの情報コーナーでは、男女共同参画や自分らしい生き方に関する資料を揃えています。ぜひお立ち寄りください。

「モノとわかれる! 生き方の整理整頓」
大塚敦子/岩波書店/2005

少ないモノで、自由に身軽に生きたい人のための一冊。自分にとって本当に大切なものは何かということ、考えさせられます。巻末の寄付先一覧は、モノの手放し先の情報として役立ちます。



GALLERY 表・紙・紹・介

表紙作品名:「風車」 作/太田國夫さん(静岡県在住)・太田由美さん(北区在住)
主にリサイクルの紙や竹を利用して制作されました。2011年1月にスペースゆう展示コーナー「ギャラリー遊」を飾りました。

男女共同参画センター「スペースゆう」へ来てみませんか

所在地 〒114-8503 北区王子 1-11-1 北とびあ5・6階
TEL 03-3913-0161
FAX 03-3913-0081

男女共同参画センター 北とびあ6階
スターロードからお入りください。



・東京メトロ南北線王子駅5番出口直結 ・JR京浜東北線王子駅北口徒歩2分
・都電荒川線王子駅前駅徒歩2分

これを記念し、5月29日に講演会を行いました。普段の生活で感じる男女共同参画に関する身近な事例を交えながら、わかりやすくお話しいただいたため、遠い存在と思われがちな男女共同参画条例や、男女共同参画社会を親しみのあるものと感ずることができました。

日常生活の中にある男女共同参画に関する事例。その一つひとつにまず気がつくこと。地域で何ができるか考えていくこと。一歩一歩は小さな歩みかもしれませんが、みんなが気づけば大きな流れになります。誰もが生きやすい社会にするための小さな一歩をみんなで踏み出しましょう。

編集後記

北区は2006年6月に北区男女共同参画条例を制定し、今年で5周年を迎えました。